

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日高町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山県 日高町長

## 公表日

令和4年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者履歴管理            ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供            ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務            ④ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録            ⑤予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供            ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	保健事業支援システム（WEL-Mother健康管理）、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10項、93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 情報提供 16の2、16の3、17、18、19、115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 情報照会 行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て福祉健康課
②所属長の役職名	子育て福祉健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、定期予防接種や任意予防接種の勧奨、接種履歴の管理を行っている。	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。  特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者履歴管理 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供  番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事後	
平成28年9月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	保健事業支援システム（WEL-Mother健康管理）	保健事業支援システム（WEL-Mother健康管理）、統合宛名システム、中間サーバ	事後	
平成28年9月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10項	番号法第9条第1項 別表第一の10項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条	事後	
平成28年9月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成28年9月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二 情報提供 16の2,17,18,19項 情報照会 行わない	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策		新様式への対応	事後	
令和2年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者履歴管理 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者履歴管理 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号利用 ②法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の10項、93の2項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第</p>	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>情報提供 16の2、17、18、19項 情報照会 行わない</p>	<p>番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>情報提供 16の2、16の3、17、18、19、115の2項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 情報照会 行わない</p>	事前	令和3年6月版データ標準レイアウトにより新たに情報連携が開始される事務が追加されるため。
令和3年3月12日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	<p><input type="checkbox"/>委託しない</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/>委託しない</p> <p><input type="checkbox"/>十分である</p>	事前	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年3月12日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	<p><input type="checkbox"/>委託しない</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><input type="checkbox"/>委託しない</p> <p><input type="checkbox"/>十分である</p>	事前	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者履歴管理 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者履歴管理 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑤予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号</p>	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についての追記
令和3年8月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健事業支援システム（WEL-Mother健康管理）、統合宛名システム、中間サーバ	保健事業支援システム（WEL-Mother健康管理）、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についての追記
令和3年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10項、93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一の10項、93の2項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務についての追記



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 情報提供 16の2、16の3、17、18、19、115の2 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2 情報照会 行わない	番号法第19条第8号 別表第二 情報提供 16の2、16の3、17、18、19、115の2 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2 情報照会 行わない	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正に伴う修正
令和3年8月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	健康推進課	子育て福祉健康課	事後	
令和3年8月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	健康推進課長	子育て福祉健康課長	事後	
令和3年8月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	日高町役場 総務政策課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代)	日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代)	事後	
令和3年8月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	日高町役場 総務政策課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代)	日高町役場 総務課 〒649-1213 和歌山県日高郡日高町高家626 TEL 0738-63-2051(代)	事後	
令和4年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10項、93の2 項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・ 照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第 67条の2	番号法第9条第1項 別表第一の10項、93の2 項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染 症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・ 照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第 67条の2	事後	